

労働基準法施行規則第 35 条専門検討会
化学物質による疾病に関する分科会
検討結果報告書
(案)

令和 4 年〇月

労働基準法施行規則第 35 条専門検討会
化学物質による疾病に関する分科会参考者名簿（五十音順 敬称略 ◎座長）

氏 名	所属・役職（専門）
上野 晋	産業医科大学産業生態科学研究所職業性中毒学研究室教授 (薬理学・毒性学)
◎ 圓藤 吟史	中央労働災害防止協会大阪労働衛生総合センター所長 大阪市立大学名誉教授 (産業衛生学)
武林 亨	慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教室教授 (公衆衛生学)
角田 正史	防衛医科大学医学教育部医学科教授 (衛生学)
野見山 哲生	信州大学医学部衛生学公衆衛生学教室教授 (公衆衛生学)

労働基準法施行規則第 35 条専門検討会化学物質による疾病に関する分科会
(令和元・2・3 年度) 開催状況

令和元年 7 月 19 日 第 1 回分科会
令和元年 10 月 31 日 第 2 回分科会
令和元年 12 月 16 日 第 3 回分科会
令和 2 年 1 月 21 日 第 4 回分科会
令和 2 年 7 月 29 日 第 5 回分科会
令和 2 年 10 月 5 日 第 6 回分科会
令和 3 年 3 月 5 日 第 7 回分科会
令和 3 年 5 月 28 日 第 8 回分科会
令和 3 年 7 月 12 日 第 9 回分科会
令和 3 年 9 月 27 日 第 10 回分科会
令和 3 年 11 月 8 日 第 11 回分科会
令和 4 年 1 月 24 日 第 12 回分科会

1 検討の背景

業務上疾病の範囲については、労働基準法施行規則別表第1の2（以下「別表第1の2」という。）及びこれに基づく大臣告示に定められている。この疾病の範囲以外の新しい疾患の発生等については、別表第1の2等の見直し、追加を迅速に行う必要があるため、労働基準法施行規則第35条専門検討会（以下「第35条検討会」という。）が定期的に開催されている。

平成30年にとりまとめられた第35条検討会の報告書（以下「30年報告書」という。）では、「労働基準法施行規則別表第1の2第4号1の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに厚生労働大臣が定める疾病を定める告示」（以下「大臣告示」という。）に規定されている化学物質に関し、新たに報告されている症状又は障害については、「化学物質による疾病に関する分科会において、各症例について、別表（第1の2）への追加の必要性及び表記等について検討を行うことが妥当と判断する。」とされたところである。また、労働安全衛生法施行令別表第9に掲げられた安全データシート（以下「SDS」という。）を交付する義務のある化学物質のうち別表第1の2等に規定されていない化学物質について、幅広く情報収集に努めるとともに、改めて「化学物質による疾病に関する分科会において別表第1の2へ追加すべきか否かの検討を行うことが妥当と判断する。」とされたところである。さらに、「理美容師のシャンプー液等の使用による接触性皮膚炎については、別表第1の2第4号9に該当する疾病として認定事例も多いことから、行政当局において最新の情報収集に努め、別途、化学物質による疾病に関する分科会を設置して検討を行うことが妥当と判断する。」とされたところである。

また、平成25年にとりまとめられた労働基準法施行規則第35条専門検討会化学物質による疾病に関する分科会検討結果報告書（以下「25年分科会報告書」という。）では、木材粉じんによるがんについて、「今回の検討においても、新たな国内発症例の報告は確認できず、現時点において、新たに追加する必要はないと考えられるが、IARCの報告（2012）において木材粉じんによる鼻咽頭がんについて新たな知見が集積されており、今後も引き続き情報収集が必要であると考える。」とされている。

こうした状況を受け、本分科会は、化学物質による疾病のうち、新たに業務上疾病として別表第1の2等に追加すべきものがあるか否かについて、検討を行ったものである。

2 検討事項

本分科会において具体的に検討した事項は以下のとおりである。

（1）検討事項1

現在大臣告示に規定されている 168 の化学物質に係る新たな症状又は障害として別表第1の2等に追加すべきものがあるか否かの検討。

（2）検討事項2

SDS を交付する義務のある化学物質 673 物質（令和2年3月時点）のうち、大臣告示

に規定されていない物質による疾病で、別表第1の2等に追加すべきものがあるか否かの検討。

(3) 検討事項3

理美容師のシャンプー液等の使用による接触皮膚炎について、別表第1の2等に追加すべきものがあるか否かの検討。

(4) 検討事項4

25年分科会報告書において、新たな国内発症例の報告は確認できないため、別表第1の2等に追加する必要がないとされた「木材粉じんによるがん」について、その後の状況を踏まえ、同表に追加すべきか否かの検討。

3 検討対象物質の選定

本分科会において検討を行った対象物質は、別添1のとおりである。

また、検討事項1、2及び3については、以下の考え方により対象物質の選定を行った。

(1) 検討事項1について

大臣告示に規定されている168の化学物質のうち、当該化学物質による新たな症状又は障害に関して新たな症例報告や疫学研究報告のある124物質を検討対象物質とした。

(2) 検討事項2について

令和2年3月時点においてSDSを交付する義務のある化学物質673物質の中から、大臣告示に規定されている物質を除いた509物質のうち、

① 平成25年度の第35条検討会において検討されたものの大臣告示に規定されていない等の32物質のうち、当該物質による症状又は障害に関して症例報告がなされた物質

② ①以外の物質のうち、当該物質による症状又は障害に関して症例報告が3件以上ある物質等

の計74物質を検討対象とした。

(3) 検討事項3について

平成20年4月の独立行政法人労働者健康福祉機構による「『職業性皮膚障害の外的因子の特定に係る的確な診療法の研究・開発、普及』研究報告書」において、理・美容師が使用する製品に含まれる成分である32種類のアレルゲンが使用されているが、このうち既に大臣告示に規定されているものを除き、理・美容師へのパッチテストの陽性率が高い値を示した18物質を検討対象とした。

4 検討に当たっての基本的考え方

(1) 検討に当たっては、化学物質のばく露を受ける業務とこれに起因して生じる疾病との間に、一般的に医学的な因果関係があることが確立されているかどうかを基本とした。

また、昭和52年8月1日の業務上疾病の範囲等に関する検討委員会による「業務上疾病の範囲と分類に関する検討結果報告書」で示された「化学物質による疾病（がんを除く。）の取りまとめのためのガイドライン」を活用し、国内外で症例報告のあった疾病

について、通常労働の場において発生しると医学経験則上評価できるかどうかという観点から検討を行った。

具体的には、以下に該当するものについては、「通常労働の場において発生」するとは考えにくい。

- ① 自殺、誤飲等、非職業性ばく露による疾病
- ② 事故的な原因であり、発生頻度が極めて低い急性中毒等の疾病
- ③ 国内での使用が確認されない化学物質による疾病

これらの症例報告を除いて、職業性ばく露による症例を検討し、化学物質と疾病との間に医学的な因果関係が確立していると認められる場合には、原則として例示疾病に追加すべきとした。

(2) 職業がんについては、疫学による証拠が重要であると考えられることから、上記の考え方方に加えて、疫学としての証拠がある場合（海外を含む。）を判断の指標とした。

5 検討結果

(1) 検討事項 1

検討を行った 124 物質のうち、下表 1 の左欄に掲げる 3 つの化学物質にばく露される業務によるそれぞれ右欄に掲げる症状又は障害を大臣告示に追加することが適当であるとの結論を得た。

症状・障害の表現については別添 2 に示す。

参考資料として、追加の可否についての判断理由を別添 3、検討を行った化学物質に関する基本情報を別添 4、検討を行うに当たって参考とした文献を別添 5 に示す（検討事項 2～4 についても同様）。

なお、上記 124 物質のうち、カドミウム及びその化合物については、肺がんに係る検討も別途行ったが、国内においてはカドミウムばく露による肺がんの症例報告がない。また、国内におけるカドミウムの取扱いはニッケルカドミウム電池の製造が大部分であり、肺がんの発症リスクを上げるほど高濃度のばく露状況ではなく、国内で発生する可能性は低いと考えられるため、現時点において、新たに追加する必要はないとの結論を得た。

表 1 大臣告示に追加することが適当であるとの結論を得た症状又は障害

No.	化学物質名	症状又は障害
1	弗化水素酸（弗化水素を含む）	低カルシウム血症、組織壊死
2	砒化水素	腎障害
3	トリクロルエチレン	皮膚障害

(2) 検討事項 2

検討を行った 74 物質のうち、下表 2 の左欄に掲げる 5 つの化学物質にばく露される業務によるそれぞれ右欄に掲げる症状又は障害を大臣告示に追加することが適当であるとの結論を得た。

表 2 大臣告示に追加することが適当であるとの結論を得た化学物質及び症状又は障害

No.	化学物質名	症状又は障害
1	二酸化塩素	気道障害
2	2, 2-ジクロロ-1, 1-トリフルオロエタン	肝障害
3	臭化水素	気道障害
4	水酸化カルシウム	皮膚障害、前眼部障害
5	ヨウ化メチル	中枢神経系抑制

(3) 検討事項 3

検討を行った 18 物質のうち、下表 3 の左欄に掲げる 2 つの化学物質にばく露される業務によるそれぞれ右欄に掲げる症状又は障害を大臣告示に追加することが適当であるとの結論を得た。

表 3 大臣告示に追加することが適当であるとの結論を得た化学物質及び症状又は障害

No.	化学物質名	症状又は障害
1	パラトルエンジアミン	皮膚障害
2	チオグリコール酸アンモニウム	皮膚障害

(4) 検討事項 4

木材粉じんによるがんについては、平成 23 年度及び平成 24 年度の化学物質による疾患に関する分科会において、新たな国内発症例の報告が見当たらないとして別表第 1 の 2 への列挙が見送られたが、今回の検討においても、新たな国内発症例の報告は確認できず、国内における現在の木材粉じんへのばく露状況が不明であること、がんの発生す

るメカニズムについて十分な情報が集まっていないことから現時点において新たに追加する必要はないとの結論を得た。今後、上記について新たな知見が集積された際に改めて検討を行う必要があると考える。

6 大臣告示における「血管運動神経障害」について

現行の大臣告示において、「カルシウムシアナミド」、「ニトログリコール」、「ニトログリセリン」には症状又は障害として「血管運動神経障害」が規定されている。平成8年3月29日付基発第181号では、「血管運動神経障害」の説明として、「『血管運動神経障害』とは、血管を拡張させたり収縮させたりする神経(交感神経等の自律神経)の障害をいい、血圧低下、頻脈、脈圧の縮小、皮膚の紅潮、呼吸困難、視力低下等がみられる。血管運動神経障害を生じさせる化学物質としてはカルシウムシアナミド、ニトログリコール、ニトログリセリンがある。」とされている。

現在の知見を踏まえると、カルシウムシアナミド、ニトログリコール、ニトログリセリンによる神経障害は発生せず、血管に直接作用することが知られている。カルシウムシアナミド、ニトログリコールについては、血管が拡張して慣れてしまったときに、心臓に狭心症様症状が出現する。一方、カルシウムシアナミドについては、血圧降下や頻脈等の循環障害が出現する。

したがって、カルシウムシアナミド、ニトログリコール、ニトログリセリンについては、「血管運動神経障害」を削除し、カルシウムシアナミドには「不整脈、血圧降下等の循環障害」を、ニトログリセリンには「狭心症様発作」を追加することが妥当との結論を得た。

7 まとめ

上記検討結果を踏まえ、行政当局においては、有害性の認められる化学物質とこれにばく露することによって生じる疾病について、新たに業務上疾病として大臣告示に掲げることが適当であると判断する。